

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>5 徴収職員が船舶国籍証書等を取上げた場合等の取扱い</p> <p>(1) 徴収職員は、船舶で登記されるものにつき、徴収法第70条第3項に規定する「監守及び保存のために必要な処分」として船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）を取上げたときは、当該船舶の船籍港を管轄する管海官庁の長に対して、次の事項を通知するものとする（執行規則75条参照）。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 省略</p> <p>ハ 船名、船舶番号、船籍港、証書番号、交付年月日、検認期日及び交付管海官庁名</p> <p>（注）船籍港を管轄する管海官庁とは、当該船舶の船籍港を管轄する運輸局又は運輸局海運支局である（国土交通省設置法（平成11年法律第100号）4条93号、国土交通省組織規則（平成13年国土交通省令第1号）103条、地方運輸局組織規則（平成13年国土交通省令第23号）128条2項1号、別表第3）。 なお、沖縄県においては、沖縄総合事務局（一部地区においては、宮古海運事務所及び八重山海運事務所）である（内閣府設置法（平成11年法律第89号）44条1項1号へ、沖縄総合事務局組織規則（平成13年内閣府令第4号）91条）。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>6 徴収職員が航空機登録証明書等を取上げた場合等の取扱い</p> <p>(1) 徴収職員は、徴収法第70条第3項に規定する「監守及び保存のために必要な処分」として航空機登録証明書その他の航空機の運航のために必要な文書（以下「航空機登録証明書等」という。）を取上げたときは、<u>国土交通大臣</u>（送付先は、<u>国土交通省航空局</u>。以下同じ。）に対し、次の事項を通知するものとする（執行規則84条において準用する同規則75条参照）。</p> <p>イ～ハ 省略</p>	<p>5 徴収職員が船舶国籍証書等を取上げた場合等の取扱い</p> <p>(1) 徴収職員は、船舶で登記されるものにつき、徴収法第70条第3項に規定する「監守及び保存のために必要な処分」として船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）を取上げたときは、当該船舶の船籍港を管轄する管海官庁の長に対して、次の事項を通知するものとする（執行規則75条参照）。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 省略</p> <p>ハ 船名、船舶番号、船籍港、証書番号、交付年月日、検認期日及び交付管海官庁名</p> <p>（注）船籍港を管轄する管海官庁とは、当該船舶の船籍港を管轄する海運局又は海運局支局である（運輸省設置法（昭和24年法律第157号）40条1項9号、41条、43条、運輸省設置規程（昭和27年運輸省令第73号）35条、海運局支局等組織規程（昭和26年運輸省令第50号）1条2項2号、別表第2）。</p> <p>なお、沖縄県においては、沖縄総合事務局（一部地区においては、宮古海運事務所及び八重山海運事務所）である（沖縄開発庁設置法（昭和47年法律第29号）9条1項2号末、沖縄総合事務局組織規程（昭和47年総理府令第36号）53条）。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>6 徴収職員が航空機登録証明書等を取上げた場合等の取扱い</p> <p>(1) 徴収職員は、徴収法第70条第3項に規定する「監守及び保存のために必要な処分」として航空機登録証明書その他の航空機の運航のために必要な文書（以下「航空機登録証明書等」という。）を取上げたときは、<u>運輸大臣</u>（送付先は、<u>運輸省航空局</u>。以下同じ。）に対し、次の事項を通知するものとする（執行規則84条において準用する同規則75条参照）。</p> <p>イ～ハ 省略</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 航空機を滞納処分により換価した結果、航空法（昭和27年法律第231号）第4条第1項各号に規定する者（例えば、日本国籍を有しない人）の所有となった場合には、徴収職員は、取上げた航空機登録証明書等を添付して、その旨を<u>国土交通大臣</u>に通知するものとする。</p> <p>(3) 徴収職員は、取上げた航空機登録証明書等を執行裁判所に引渡したとき（調整令12条の2において準用する調整法24条2項等）は、その旨を<u>国土交通大臣</u>に通知するものとする。</p> <p>(4) 徴収職員は、執行裁判所から航空機登録証明書等の引渡しを受けたとき（調整規則40条において準用する調整法38条2項等）は、その旨を<u>国土交通大臣</u>に通知するものとする。</p>	<p>(2) 航空機を滞納処分により換価した結果、航空法（昭和27年法律第231号）第4条第1項各号に規定する者（例えば、日本国籍を有しない人）の所有となった場合には、徴収職員は、取上げた航空機登録証明書等を添付して、その旨を<u>運輸大臣</u>に通知するものとする。</p> <p>(3) 徴収職員は、取上げた航空機登録証明書等を執行裁判所に引渡したとき（調整令12条の2において準用する調整法24条2項等）は、その旨を<u>運輸大臣</u>に通知するものとする。</p> <p>(4) 徴収職員は、執行裁判所から航空機登録証明書等の引渡しを受けたとき（調整規則40条において準用する調整法38条2項等）は、その旨を<u>運輸大臣</u>に通知するものとする。</p>